

事 務 連 絡
平成 21 年 7 月 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(中国産養殖鰻加工品)

標記については、「食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成 21 年 3 月 30 日付け事務連絡)にてお知らせしたところですが、今般、中国政府から、新たな「輸出用鰻加工品登録工場リスト」が提出されたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 14 を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。